

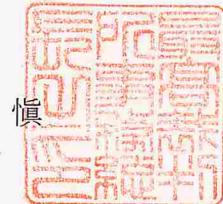
最高裁秘書第5344号

令和元年11月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

10月15日付け（同月16日受付、第014350号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大審院並裁判所書類保存規程（廃止時のもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書として、株式会社ぎょうせい発行の「注釈 刑事確定訴訟記録法」252頁掲載のものが考えられるところ、この文書は、行政機関情報公開法第2条第2項ただし書第1号にいう行政文書から除外される書籍に相当し、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）